

田中不二麿の図書館観の特徴とその起源：“free public library”としての東京書籍館の由来をめぐって

伊東，達也

九州大学大学院人間環境学府教育システム専攻（図書館学、教育社会史）：博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/1905846>

出版情報：教育基礎学研究. 11, pp.1-13, 2014-03-28. Faculty of Human-Environment Studies, Kyushu University

バージョン：

権利関係：

田中不二麿の図書館観の特徴とその起源

— “free public library” としての東京書籍館の由来をめぐって —

伊 東 達 也

問題の所在

本稿は、わが国初の無料公開図書館であり近代日本の公共図書館の濫觴となった東京書籍館が、“free public library” として設立された経緯を明らかにすることを目的とする。

周知のように1875（明治8）年の東京書籍館の成立には、当時の文部大輔田中不二麿の思想が大きく影響している。三浦太郎は明治初期の文教行政における図書館理解について、殖産興業政策下の大博物館構想の一部として設けられた「書籍館」（明治5年設立）とは異なる「東京書籍館」の創設に伴って、学校教育を補完する機関としての「公共書籍館」の理念が生まれた経緯を明らかにしたが¹、その中で田中が図書館を無料公開で運営する考えを持った背景については、橋本美保の研究²に基づいて1868年からアメリカ、ミズーリ州セントルイス市の教育長であったウィリアム・T・ハリスの影響があったことを指摘している³。

橋本は、従来田中がハリスと初めて会ったのは1876（明治9）年のフィラデルフィア万博の際とされてきたのに対し、当時セントルイスで発行されていた雑誌“American Journal of Education”の1873年1月号の“Going to Japan”という見出しのついた記事を根拠として、田中が1872（明治5）年の訪米中にもハリスと接触し、公立学校の経営について何らかの助言を得た上でセントルイスの教員数名を指導者として日本へ派遣してもらう約束をしたことを明らかにした⁴。すなわち、田中は岩倉使節団の理事官として渡米した際に既にハリスと面会しており、図書館も含めた教育制度全般について助言を得たうえに教員の日本への受入れを約束し、帰国後もハリスおよびセントルイス市の教育実践に注目し続けたことになる⁵。

ハリスが教育長になった当時のセントルイス市では、前任のディボル（Ira Divoll）教育長によって定められた、個人の生涯にわたる教養向上に役立つ教育制度の構築が進められており⁶、1862年には図書館を設立する計画が発表されている。青木薫によればハリスもその計画に関わっており、ハリス自身が持っていた生涯教育的な発想から、学校で読み方を教え、図書館において「何を読むべきか」を教育する必要性を理解していて、学校教育を完成させる教育機関として図書館を位置づけていた⁷。1865年にセントルイス市に“public school library”を設立するにあたっては、ハリスもディボルとともにその実現に尽力した。

以上のことを事実とすれば、岩倉使節団での訪米の際のハリスとの接触を契機として、田中がハリスの教育思想と当時のセントルイス市の“public school library”の影響を受けたことが、帰国後の東京書籍館の設立につながったと考えることができる。しかし、岩倉使節団理事官としての田中の行程記録にはセントルイスへの滞在やウィリアム・T・ハリスと面会したという記事は一切なく、セントルイスの教員を日本が受入れたという記録も存在していない。

そこで本稿では、1875（明治8）年の時点で東京書籍館を設立するに至った田中不二麿の図書館観について、理事官としてのアメリカ各地の調査やセントルイス市の“public school library”の施策、また、ウィリアム・T・ハリスの教育思想が、実際にどの時点でどれほどの影響を与えたのかという点に注目して、田中が見聞したアメリカの図書館政策やその実践例についてあらためて検討する。そして、東京書籍館の直接のモデルとなった事例の特定を試みる。

わが国の図書館制度の起源を探ることにより、後の利用に大きな影響を与えた近代日本の図書館政策の特徴を解明したい。

1 田中不二麿の図書館理解の特徴

まず、岩倉使節団から帰国後の田中の図書館理解について確認する。田中の図書館理解の特徴があらわれているものに、太政官との間での博物館・書籍館の博覧会事務局との合併差止めを求めた文章がある。明治6年5月の文部省からの上申に対し、太政官からは「最早衆人普ク熟知ノ今日ニテ贅言仕迄モ無之候へ共学校ノ一部中ニ相設候ト普ク衆庶ノ為ニ設候トハ自ラ差別可有之」⁸という反論が来る。それに対し田中は「兼テ上申ノ通右両館之儀ハ生徒実地経験之為メニ相備ヘ傍ラ人民一般開知之一端ニ可具趣意ニ有之迅ニ御決裁不相成而ハ生徒授業上殊更差支候儀モ有之候間至急御沙汰相成度」⁹と、あくまでも書籍館を学校生徒の教育に用いるものであるとし、その延長として一般人民にも開放する趣旨であることを強調している。

このことは、田中が明治10年末に『文部省第4年報』中に草した一文「公立書籍館ノ設置ヲ要ス」とも共通している。

夫レ学校ノ事業ハ尋常普通欠ク可カラサルモノト雖男女各為ヘキ職務アリ或ハ已ヲ得サルノ障碍ニ会シ半途ニシテ其志ヲ遂ケス徒ニ前功ヲ放棄スル者此々然トス公立書籍館ノ設置ハ此輩ヲシテ奮ニ曩時ノ修習スル所ヲ操練セシムルノミナラス更ニ其学緒ヲ続成シ終ニ一大美帛ヲ織出スヘキ良機場ヲ開クモノナリ然ハ則公立学校ノ設置ト公立書籍館ノ設置トハ固ヨリ主伴ノ関係ヲ有シ互ニ相離ルヘキニ非ス今ヤ公立学校ノ設置稍多キヲ加フルノ秋ニ際シ独り公立書籍館ノ設置甚タ少ナキハ教育上ノ欠憾ト謂ハサルヲ得ス¹⁰

学制の施行にあたり就学率の向上が至上の課題であることを前提とした上で、その学校教育に接続し、それを補うものとして公立書籍館を位置づけていることがわかる。さらに、1875（明治8）年5月に定めた「東京書籍館規則」には「何人ニテモ登館シテ適意ノ書籍ヲ展覧スルヲ得セシム」と、閲覧料の規程をあえて設けず無料公開とした点にも、田中の図書館観が反映している。東京書籍館開館の時点で田中は、〈学校教育を補完する機関としての図書館〉という考えと〈だれでも利用できる無料公開の図書館〉という考えを持っていたといえる。

このうち〈学校教育を補完する機関としての図書館〉という考えかたがアメリカの影響であることが表れているのは、東京書籍館開館直後の1876（明治9）年に文部省が発行した『教育雑誌』23号に掲載された、アメリカ合衆国教育局年報中の図書館に関する項目の抄訳記事である。

小学ノ業ハ生徒退校ノ後ト雖モ之ヲ棄擲ス可ラス其丈夫タリ婦人タル本分ヲ妨ケサル方法ニ依テ之ヲ続成ス可コトハ教育ヲ重ンスル者ノ遍ク知ル所ニシテ公立書籍館ハ実ニ人智ヲ發育振作シテ小学ノ業ヲ続成セシムヘキ要具タリ是故ニ学ヲ好ム者金ヲ醸シ社ヲ結テ書籍館ヲ建タル者甚タ多シ然レトモ此制未民間ニ遍カラサルヲ以テ諸州往々各小学校区ニ書籍館ヲ設クルコトヲ学制ニ加ヘタル者アリ¹¹

ここに公立図書館の成立に至るまでのアメリカでの図書館の発展過程が略述されているが、「各小学校区ニ書籍館ヲ設クルコトヲ学制ニ加へ」というのは、アメリカ独特の制度である“school district library”（学校区図書館）のことを指している。

2 ニューイングランドの“school district library”と「公立書籍館」

周知のように、アメリカにおいて市や町を単位とした公立図書館（free public library）を設けることが始まったのは1851年5月のマサチューセッツ州図書館法（library law, as proposed in 1851）成立以降であり、その画期となったのは1854年のボストン市でのボストン公立図書館（Boston public library）の成立であった。

川崎良孝はフレッチャー（Fletcher William I）¹²及びリー（Lee Robert E）¹³の論を引き、アメリカの公立図書館が「その発端においても展開においてもニューイングランドの制度と考えてよい」ことを指摘している¹⁴。ボストン公立図書館が開館した1850年代には、全米で35の市町で公立図書館が設けられたが、その内訳はマサチューセッツ州30、ニューハンプシャー州4、メイン州1で、この時期までは公立図書館の設立は東部のニューイングランド地方に限られていた。その後1860年代以降になると、デトロイト（1869年）、セントルイス（1865年）、シンシナチ（1867年）、クリーヴランド（1869年）、シカゴ（1871年）と中西部にも広がっていく¹⁵。川崎は、マサチューセッツ州から中西部

へという展開が、公教育が普及を遂げた方向でもあるところから、「ニューイングランド、とくに中心であるマサチューセッツ州において、公教育や公立図書館を鼓舞する環境があった」ことを明らかにしているが¹⁶、岩倉使節団が訪米した1872（明治5）年は、ニューイングランドから始まった公立図書館設立の動きが他の地方にも広がり始めていた時期と考えられる。そして、この展開の背景には、ニューイングランド、特にマサチューセッツ州を中心とする公教育の拡がりがあったといえる¹⁷。

マサチューセッツ州における“free public library”の前史といえるものに1830年代のニューヨーク州とマサチューセッツ州での学校区図書館（school district library）の事例がある。学校区図書館とは、学校区（school district）を単位として、児童や青年、さらに地域住民全体をサービス対象とする公立図書館で、その大部分は学校の中に置かれ、学校区単位に図書館へ課税する権限が州法で認められていた。

川崎は、マサチューセッツ州における学校区図書館の実践が同州図書館法の成立やボストン公立図書館設立の思想的な背景となり、“free public library”の成立に至る重要なステップとなったことを論証しているが¹⁸、1839年当時マサチューセッツ州教育長として学校区図書館の設置を進めていたホレス・マン（Horace Mann）は、学校区図書館の意義について以下のように述べている。

公立学校制度の整備と充実は眼前におかれた最大の課題であり目的ではあるが、それは児童を立派な国民や州民にする基礎的な技術を付与するに過ぎない。…学校卒業後に自己の人生を切り開き、社会的責務や市民としての義務をまっとうする自己学習こそが重要になる。自己学習には学校で獲得した読む技術を適用する図書が存在が欠かせない。したがって、住民が容易に利用できる図書提供機関がなければ、読む技術の習得自体が無意味であり、結局は公立学校自体の有用性に直接かかわってくる。…公立学校と図書提供機関の整備は、同時に実施しなくてはならない¹⁹。

ここでマンは、公教育論から学校区図書館の必要性を導き出している。「学校卒業後に自己の人生を切り開き、社会的責務や市民としての義務をまっとうする自己学習こそが重要」や「公立学校と図書提供機関の整備は、同時に実施しなくてはならない」という言葉は、後の田中の「公立書籍館ノ設置ハ…其学緒ヲ続成シ終ニ一大美帛ヲ織出スヘキ良機場」、「公立学校ノ設置ト公立書籍館ノ設置トハ固ヨリ主伴ノ関係ヲ有シ互ニ相離ルヘキニ非ス」²⁰という主張と共通している。

マサチューセッツ州では1840年代を通じて学校区図書館の設立が推進され、最盛期には州内の学校区数の3分の2に相当する約2000の図書館が存在した。しかし、その後1850年には図書館数が約700、各館平均蔵書数が131冊にまで減少している²¹。1851年にメイン州の教育長が同州の学校区図書館の現状について「学校区図書館の設立には大き

な障壁がある。多くの校舎は古いうえに管理が不備なため、図書館の設置場所として適切でない。また、学校区は小さくて、多くの住民は貧しいので、学校区図書館の負担には耐えられない。かりに州が蔵書を提供するとしても、蔵書管理に難点がある。以上のような障壁を乗り越えるには、町を単位に図書館を設立するしかない²²と訴えているが、1850年代には学校区単位での図書館運営はこのように困難な状況になっており、それがマサチューセッツ州図書館法成立の背景となって、市町単位で図書館を設ける機運が高まったと考えられる。

市や町を単位とした“free public library”の段階でも、図書館の意義を公教育に基くものとする考えは引き継がれる。1851年の州法に対する州議会での擁護演説の中で、下院議員のジョン・ワイト（John Burt Wight）は、図書館の必要性について次のように述べている。

優れた生徒でさえ学校で獲得する知識の量は少なく、分野によっては非常に不十分である。一方、卒業後の人生に必要な知識の量は莫大であるし、学校で学んだことの多くは、卒業後の継続学習の準備として価値がある。そこで、良質の公立図書館が必要となる。公立図書館によって、各人は学校で学んだことの不足を埋め、学校で獲得した知識の応用が可能になる²³。

公立学校の充実と公立図書館の整備を表裏一体のものと考え、「住民が容易に利用できる図書提供機関がなければ、読む技術の習得自体が無意味であり、結局は公立学校自体の有用性に直接かかわってくる²⁴という、公教育の一部として学校教育を補完するものとしての公立図書館という考えかたは、東部のニューイングランド地方で1850年代以来進められてきた市町を単位とする“free public library”政策においても、1860年代にはすでに確立されていた理念であったといえる。

岩倉使節団として東部諸都市を歴訪し、全米教育局から情報収集をしていた田中は、その文部担当理事官としての調査項目の中に図書館についての項目（「図書館之事」）を掲げていた以上、当然ながら、マサチューセッツ州を中心とする、“school district library”から“free public library”に至る公立図書館政策について、公教育制度の一部として見聞したはずである。田中の調査報告書『理事功程』のマサチューセッツ州の教育規則を解説した記事の中に「書庫」についての項目がある。

毎都邑必ス一二ノ書庫ヲ備具ス其内必ス学室ヲ設ケ及ヒ規則ヲ定メ読者ノ便ニ供フ右費用ハ分頭税ヲ以テ之ヲ収メシメケ年大凡一弗を越ヘス…其他人民ノ盟者ニテ私ニ建立スルモノアリ州内公私ノ書庫ヲ数フルニ大小凡ソ三百余所アリト云フ²⁵

年1ドル程度の課税によって市町ごとに設けられた公立図書館のほかに、「私二」建立した会員制図書館も残っており、この時点で州内に300館以上の図書館が存在していたことがわかる。ここには学校教育を補完する公立図書館という考えかたについて、あらためて示されていないが、公教育全般の調査が行われているところからみれば、公立学校と公立図書館との関係についても、この時に理解を深めたものと考えられる。

ところで、この頃に田中が文部卿大木喬任宛でアメリカから出した書簡の中に次のようなものがある²⁶。

…教方何れも行届実に盛旺之勢に候得供、其規制各州自立にて素より立君国郡県之体裁には適當せず…然処森弁務使之説には日本之教育は此国之学士に限り可申に付早々御雇入相成度、施設之法方大使より御依頼可然旨頼に主張雷同之向も有之、殆と困却の至に候。愚案は上途前兼て申上置候通各国周遊彼是商量之上最も善美なるものに就き一定ノ目的を立、教師雇入等諸事約定候而不晩様存候。元来教育施設之法方は方今一步を謬候節は将来国家之盛衰人心之方向に大關係有之候得ば、僅一州之制度により決而論定は難致反復弁説罷在候…

壬申二月十二日 不二磨并に隨行再拝

教育の制度や方法は、国家の将来を左右するものであるから、僅か一州、一国の制度だけを真似て取り入れるのではなく、各国を視察した上で判断したいという意向が述べられている。また、田中に同行していた中島永元の書簡にも次のような記述がみられる²⁷。

…隨而留学之生徒は不及申在留之諸官員自然共和風に吹れ、無識之輩種々悪説を唱出言語同断不可言次第に御坐候。依而米人御雇入之義は暫く御見合可然奉存候。勿論以後米国留学は一人も御許無之様奉候…

壬申二月十二日 永元

教師は英国着之上英人雇入に決定仕候

壬申すなわち明治五年二月十二日とは1872年3月21日であり、田中らは新島襄を通して採用してアメリカ東部諸都市を歴訪し、全米教育局を通じて情報収集をしていた時期である。これらの書簡にみられるように、田中は日本への教師派遣については、アメリカだけでなくヨーロッパも視察した上で選定すべきと考えており、むしろアメリカからの教師雇入れに反対していたことが明らかである。このことからすれば、ハリスと

田中がセントルイスの教員を日本に派遣する約束をしたという“American Journal of Education” 1873年1月号の記事が真実を伝えているものか疑われるところである。そこで、記事本文を確認すると以下の内容となっている。

“GOING TO JAPAN” RALPH WALDO EMERSON, at the banquet given by the merchants of Boston to the Japanese Commissioners, referred them to Dr. Wm. T. Harris, Superintendent of the St. Louis Public Schools, for information on this subject in this country, saying that he knew of no person who could “advise better on the subject.” It seems they were so favorably impressed that they not only consulted Dr. Harris, but have now engaged several of the teachers in St. Louis to go to Japan as instructors.²⁸

これをみると、ボストンで開かれた使節団に対する歓迎会において、エマソンの紹介によって使節団一行とウィリアム・T・ハリスが面会した可能性も考えられ、全米教育局の仲介による情報収集の一環として、ボストン等の東部諸都市の歴訪中に、田中とハリスとの交渉が行われたと考えることもできる。セントルイスの教員の日本への派遣については結局実現しなかったものの、この時期に田中がハリスやハリスによるセントルイスでの実践例を通して、アメリカの学校教育と図書館（“school district library” または“free public library”）との関係について理解を深め、その影響をうけた可能性は高い。

後日ヨーロッパ諸国を訪問した際の『理事功程』の記録には、オランダの教育規則の解説の中で「書庫」について、特に学校を途中で退学せざるを得なくなった者が自ら学習を継続することができる点に注目して言及されている。

学童齡十二年ニ及バズシテ学校ヲ退キ已ニ学ビ得シ所ノ課業ヲ忘却スルモノ有ルカ故ニ学校附属ノ書庫ヲ設ケタルハ其効用甚タ大ナリト云ベシ方今諸学校ニ於テ公用ノ書庫ヲ設ケ緊要ノ図籍ヲ集メテ之ヲ生徒ノ便ニ備ヘ借覽ノ生徒ヲシテ些少ノ借覽料ヲ納メシムルモノアリ或ハ之ヲ納メシメザルモノアリ或ハ図籍ヲ家ニ携ヘ帰り其家族ヲシテ自由ニ之ヲ借覽セシムルモ亦妨アルナシ²⁹

このことから、学校教育を補完するものとして公立図書館をとらえる考えかたについては、田中は岩倉使節団での調査の時点で既に確立していたものと考えられる。

後に『文部省第4年報』において「公立書籍館ノ設置ハ…其学緒ヲ続成シ終ニ一大美帛ヲ織出スヘキ良機場」、「公立学校ノ設置ト公立書籍館ノ設置トハ固ヨリ主伴ノ関係ヲ有シ互ニ相離ルヘキニ非ス」³⁰とした主張した田中の図書館観に影響を与え、その原型となったものは、ホレス・マン（Horace Mann）の公教育論から生じ、マサチューセッツ州を中心として広がった“school district library”と、その後“free public library”の設

立にまで発展した、この時期のアメリカの公立図書館政策であったといえる。

3 セントルイス市 “public school library” と「東京書籍館」

東部ニューイングランド地方から始まった “school district library” とその発展形としての市町単位での “free public library” 設立の動向が、中西部のミズーリ州に至るのは1860年代以降である。1862年、セントルイス市に “public school library” (公立学校図書館) を設立する計画が発表されたが、田中が岩倉使節団理事官として訪米した1872年は、ハリスが教育長を務めていた時期にあたる。

青木薫によれば、ウィリアム・T・ハリスは、南北戦争後の1868年に同市の第10代教育長となり、1880年代まで数々の教育経営に関する改革を行った³¹。ハリスとともに、その当時の著名な教育者であり、長くボストン市の教育長を勤めたジョン・フィルブリック (John Philbrick) は、「当時のセントルイス市の学校システムが『唯一最善の方法』を見だし、特にハリスが教育長として教育経営の実践を行っていた間中に、セントルイス市の学校システムは全国の教育者にとってモデルとなっていた³²と証言しているが、田中がハリスと接触し、その影響をうけた当時は、学校・教育制度において、セントルイス市が全米の模範となった先進地であったことがわかる。

ハリスは “public school library” について、学校教育との関連で次のように説明している。

学校では読み方、書き方を学ぶことが中心になっているが「読み方」の教育と同様に「何を読むべきか」の教育が必要である。…学校の適切な訓練でもって生徒は勤勉になり、図書館に生徒を解放することによって彼は学習者となるであろう。すべてのコミュニティにおいて、すべての者に親しみやすく、便利で、完備した図書館が存在すべきである。…公立学校とその図書館は、コミュニティでの永続的な教育を可能にするものである³³。

アメリカの小学校では児童に読み方は教えるが、何を読むべきかについてはいまだ十分に教えていない。児童は家庭で読書することによって、学校で得た刺激を失うことなく、一生涯読書をする習慣を身につける。そのようにして、生徒は一度読み方を教えられると立派に選択された書物によって彼の教育を継続し、教養を高めるようになる。知力を得る能力は年齢とともに増進し、達成される知識や思考力の進歩には何らの限界もないので、読書による教育効果は非常に大きなものが期待できる³⁴。

セントルイス市の “public school library” とは、学校区ではなくセントルイス市を単位

として設立されたもので、その目的が市の教育システムの一環として学校教育を補完することにあるところから、このような名称になっている。ハリスの解説にも表れているように、ニューイングランドの“school district library”や“free public library”と、〈公立学校を補完する機関としての公立図書館〉という理念や位置づけにおいて共通したものである。

この点については、東京書籍館を東京に設けた公立学校の補完機関として、総合的な教育制度の一環の「生徒実地経験之為メニ相備へ傍ラ人民一般開知之一端ニ可具」³⁵ものとして設立した田中の図書館観の起源となったと考えることができる。

しかし、図書館を無料公開するという点については、セントルイス市の“public school library”は直接のモデルではなかったようである。ハリスはその入館料について「たとえ貧しくとも、彼らがそれから受ける特権のために、なにがしかの入館料が必要であろう」³⁶と説明しているが、“public school library”は、一般に公開はされているが無料ではなく、無料であることに意義を認めた“free public library”とは異なるものであったところにその特徴が認められる。

4 東京書籍館の無料公開の起源

では、東京書籍館の無料制はどこに起源をもつものなのだろうか。

先にあげたマサチューセッツ州の教育規則³⁷の中では、分頭税による課税について言及されているが、このことは公費で運営する“free public library”の財政的裏付として課税することによって図書館を無料公開にするモデルのひとつとなったと考えられる。後の「教育令」制定の過程で、田中が書籍館とともに、その規定の存続に拘ったものに幼稚園があった。湯川嘉津美によれば、田中はハリスとの出会いによって「教育大系中における幼稚園の役割を認識するに至った」³⁸といわれる。1876（明治9）年、アメリカ合衆国建国百年を記念してフィラデルフィアで行われた万国博覧会への出席のため、田中をはじめ東京書籍館の館長であった畠山義成、手島精一らが渡米したが、一行は5月にサンフランシスコに着いてフィラデルフィアに向かう途中でセントルイスに立ち寄り、ハリスの案内でセントルイス市の公立幼稚園を見学している。ハリスが公立幼稚園を設立した目的は、都市の悪い環境の下で成長する幼児を保護するとともに、2、3年で学校を離れて労働を余儀なくされる児童の就学期間を延長させることにあったとされているが³⁹、このときの田中らによる報告書でも「幼稚園ヨリ公学校ニ進級セシ生徒ハ、学業進歩ノ速ナル、行状ノ正シキ、他ノ生徒ノ比ニ非ラス。故ニ公立幼稚園ヲ設クルハ、却テ公学費用ヲ減スル一助ナリ」⁴⁰と、幼稚園が就学の準備教育として有効であり、かつ公立学校の費用の削減につながる旨が上申されている。

田中は、生涯教育の発想をもつハリスの総合的教育思想の影響によって、幼稚園と図書館を学校教育を補う教育機関と位置づけた。就学の前段階として学校に接続する幼稚

園、学校を終えた後に教育を継続する図書館は、学校教育の前後の「就学ノ階梯」⁴¹として、田中の教育思想の中では学校と離すことのできないものとしての認識が形成されたと思われる。

フィラデルフィア万博からの帰国後に刊行された『米国百年期博覧会教育報告』では、書籍館について次のように説明されている。

公共書籍館（パブリック⁴²ライブラリ、何人ニテモ代金ヲ払ハスシテ縦覧スルコトヲ得ル書籍館ナリ）ノ人民教育ヲ助クルノ益多キハ四十年来米国人ノ論説スル所…現今米国内ノ都府ニハ殆ント公共書籍館ノ設ケ有ラサル所無ク山村埜邑ノ貧民ニテモ書籍ヲ得ルコト難カラス退キテ百年前ヲ顧ミレハ人口甚タ寡ク加之鉄路未開ケス郵便未タ整ハス僻陬ノ人民ハ容易ニ書籍ヲ得ルコト能ハス都府ト雖モ書肆多カラス印刷盛ンナラス且ツ無謝小学ヲ設ケ広ク人民ヲ教育スルノ論未タ起ラサリシヲ以テ公共書籍館ヲ置キ無代償ニテ縦覧セシムルノ思想モ未タ生セサリキ故ニ当時ノ書籍館ハ大抵学校若クハ社中ノ私有タリ蓋シ人民無謝教育ノ益ヲ熟知シタル後ニ非サレハ公共書籍館ノ利ヲ解スルコト能ハス⁴³

ここでは公共書籍館（public library）を「何人ニテモ代金ヲ払ハスシテ縦覧スルコトヲ得ル」無料公開の書籍館であるとした上で、「無謝小学ヲ設ケ広ク人民ヲ教育スル」ような整った学校教育制度が実現された後でなければ書籍館の無料公開も理解されないとしている。このことについて三浦太郎は、この後明治10年末の「公立書籍館ノ設置ヲ要ス」の中で学校と図書館とを「主伴ノ関係」にあるものと主張して段階的に導入することを否定したことに比べると、ここには公共図書館制度の導入に対する消極的な姿勢が表れていると解釈している⁴⁴。しかし、ここに図書館の無料公開について、義務教育の無償化と共通の理念の下で実施されるものとの理解が示されている点に注目すれば、東京書籍館を無料公開とした根拠がここに表れているとみることができる。

小倉親雄が指摘しているように、この時期アメリカでも全ての“public library”が“free”であったわけではなく、その定義には幅があったが⁴⁵、そのようなアメリカでの実践に学びつつ、その中で、あえて最先端の“free public library”を日本において実現した。経済的事情などの「已ヲ得サルノ障碍」⁴⁶のために「半途ニシテ其志ヲ遂ケス」⁴⁷就学を中断する者のための継続教育の機関としての書籍館は、未だ学校教育制度が整わず、その学費が有料であったからこそ、無料公開でなければならなかった。東京書籍館は、ハリスの総合的な教育思想に学んだ田中文政の公教育無償化の実践のひとつであったのではないだろうか。

おわりに

岩倉使節団理事官として田中が訪米した1872（明治5）年は、マサチューセッツ州を中心に公教育の一環として成立した“school district library”が、市や町を単位とした“free public library”へと発展し、ニューイングランド地方から全国に拡がりつつあった時期であった。また、ハリス教育長をリーダーとしたセントルイス市の教育改革が全米を代表するものとして進行していた最盛期でもあり、そのセントルイスでも“public school library”が実践されていた。

この時期にニューイングランドを中心とした東部諸都市を歴訪してアメリカの“free public library”の原型に接し、その後再び、図書館や幼稚園など学校以外の機関をも含んだハリスの総合的な教育思想と接した田中にとって、マサチューセッツ州やセントルイス市の図書館政策は、東京書籍館の直接的な先行事例として、大きな影響を受けたものといえる。

東京書籍館の「無料公開」の理念はその後の変遷の中で失われていくが、図書館が「学校教育を補完するもの」であるという考えは、後の日本の図書館にさまざまな影響を残している。その具体例について、次の課題として検証したい。

〔注〕

1. 三浦太郎「明治初期の文教行政における図書館理解」『青山学院大学教育学会紀要「教育研究」』53号、2009年：pp.83-112。
2. 橋本美保『明治初期におけるアメリカ教育情報受容の研究』風間書房、1998年。
3. 前掲1：p.92。
4. 前掲2：pp.140-141。
5. 橋本美保「教育令制定期における田中不二麿のアメリカ教育情報受容」『日本の教育史学』43集、2000年：pp.34-35。橋本によれば明治7年から13年までの文部省刊行誌には、セントルイスで発行された“American Journal of Education”からの翻訳記事が多数掲載されている。
6. 青木薫『ウィリアム T・ハリスの教育経営に関する研究』風間書房、1990年：pp.339-344。
7. 前掲6：pp.340-341。
8. 「6 博覧会事務局、大博物館建設について、正院に上申」『東京国立博物館百年史 資料編』東京国立博物館、1973：p.6。
9. 「5 文部省出仕田中不二麿、博物館、書籍館の合併取止めを正院に上申」『東京国立博物館百年史 資料編』東京国立博物館、1973：p.6。
10. 「公立書籍館ノ設置ヲ要ス」『文部省第4年報』：pp.21-22。
11. 「書籍館」『教育雑誌23号』『明治前期文部省刊行誌集成 第7巻』佐藤秀夫編、歴史文献、1981年：pp.26-32。
12. Fletcher, William I. “The Public Library Movement.” *Cosmopolitan*, vol.18, 1894, p.103（川崎良孝『アメリカ公立図書館成立思想史』日本図書館協会、1991年：p.181の川崎良孝訳による。）
一つの事実が、非常に明瞭に浮き上がってくる。すなわち、アメリカにおいて公立図書館（free public library）は、本質的にニューイングランドの制度である。ニューイングランド以外で多くの公立図書館があるところは、いずれもニューイングランドからの影響を強く受けたところである。

13. Lee Robert E. *Continuing Education for Adults through the American Public Library, 1833-1964* (Chicago, American Library Association, 1966) pp.10-11.
14. 川崎良孝『アメリカ公立図書館成立思想史』日本図書館協会、1991年：pp.179-181。
15. 前掲14：p.180。
16. 前掲14：p.181。
17. 前掲14：p.181。
18. 前掲14：pp.153-158。
19. “The School Library” *Common School Journal*, vol.1, 1839, pp: 177-181 (前掲15：p.124の川崎良孝訳による)
20. 「公立書籍館ノ設置ヲ要ス」『文部省第4年報』：pp.21-22。
21. 前掲14：p.171。
22. “Free Town Libraries” *Common School Journal*, vol.13, 1851, p.302-303 (前掲15：p.172の川崎良孝訳による)
23. “Our Common School System, No.XV, Public Libraries.” *Common School Journal*, vol.13, 1851, pp.257-264 (前掲15：p.156の川崎良孝訳による)
24. 前掲19。
25. 『理事功程』卷一「麻沙朱色州教育規則」。
26. 国立国会図書館憲政資料室『伊藤博文関係文書』明治5年2月12日、大木喬任宛田中不二磨書簡。
27. 国立国会図書館憲政資料室『伊藤博文関係文書』明治5年2月12日、大木喬任宛中島永元書簡。
28. “GOING TO JAPAN” *American Journal of Education*, January, 1873.
29. 『理事功程』卷之十二「和蘭國教育略則」、8丁。
30. 「公立書籍館ノ設置ヲ要ス」『文部省第4年報』：pp.21-22。
31. 前掲6。
32. Troen, S.K. *The Public and Schools: Shaping the St. Louis System 1838~1920*, 1975: p.142 (前掲6：p.14の青木薫訳による)
33. Harris, W.T “The library-language culture” *Twenty-Second Annual Report of the Board of Directors of the Saint Louis Public Schools, 1976.*: pp.165-166 (前掲6：pp.340-341の青木薫訳による)
34. Harris, W.T “University and School Extension” *National Educational Association. Journal of proceeding and address. 1890:* p.242 (前掲6：p.347の青木薫訳による)
35. 前掲9。
36. 前掲32：pp.165-166 (前掲6：p.340の青木薫訳による)
学校の適切な訓練をもって生徒は勤勉になり、図書館に生徒を解放することによって彼は学習者となるであろう。すべてのコミュニティにおいて、すべての者に親しみやすく、便利で、完備した図書館が存在すべきである。その入館料は名目的な料金であるべきである。たとえ貧しくとも、彼らがそれから受ける特権のために、なにがしかの入館料が必要であろう。公立学校とその図書館は、そのコミュニティでの永続的な教育を可能にするものである。
37. 『理事功程』卷一「麻沙朱色州教育規則」。
38. 湯川嘉津美「田中不二磨の幼稚園政策とその性格」『香川大学教育学部研究報告 第1部』82号、1991年：p.176。
39. 前掲38：p.175。
40. 「米園博覧会へ文部省吏員参臨伺」「明治八年十月文部省伺」『公文録文部省之部』。
学監ハリス氏曰ク、幼稚園ヲ設ケ其得失ヲ経験スル 僅ニ数年ナリト雖モ、成跡ノ美ナル大イニ望外ニ出テ公学校教師ハ皆公立幼稚園ノ設ケアランヲ欲セリ。是レ他無シ。幼稚園ヨリ公学校ニ進級セシ生徒ハ、学業進歩ノ速ナル、行状ノ正シキ、他ノ生徒ノ比ニ非ラス。故ニ公立幼稚園ヲ設クル

ハ、却テ公学費用ヲ減スル一助ナリト

41. 『明治八年九月文部省伺十二』『公文録文部省之部』。

幼稚園之儀ハ兎輩ノ為メ良教師ヲシテ専ラ扶育誘導セシメ遊戯中不知々々就学ノ階梯ニ就カシムルモノニシテ教育ノ基礎全ク茲ニ立ツヘク逐次学事拡張ノ際先ツ於当省実地此ノ雛形ヲ設ケ

42. 『朝野新聞』380号（明治7年11月3日、『朝野新聞縮刷版1』東京大学法学部明治新聞雑誌文庫編、ペリかん社、1981年）に英語の「パブリック」という語について解説した以下のような記事があり、語意に共有・無料の意があることが示されている。この時期に一般に使用されるようになったことがわかる。

パブリックヲ以テ名付クベキ者ハ人民共有ノ物ニテ（パブリックガーデン）ト言ハゞ全國人民ノ園圃ナリ國王モ亦此園圃ヲ惣持ニスルウチノ一人ナルベシ博物館ニテモ書籍館ニテモパブリックノ物トイヘバ皆同様ナリ左レバ如何ナル者ニテモ此園圃ヤ博物館ヘ行クニハ切手モ入ラズ見物料モ拂ハヌコトナリ

43. 『米国百年期博覧会教育報告』巻三、文部省、明治10年。

44. 前掲1：p.98。

45. 小倉親雄「パブリック・ライブラリーの思想とわが国の公共図書館」『図書館学会年報』12（1）、1965：pp.12-16。

46. 前掲10。

47. 前掲10。